

投票日時等は次号でお知らせします 参議院議員選挙

【投票の種類・方法】▶参議院(東京都選出)議員選挙＝候補者の氏名を記載 ▶参議院(比例代表選出)議員選挙＝候補者の氏名または政党名を記載

■期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は期日前投票ができます。期日前投票を行う場合は、公示日以降に世帯ごとに送付する入場整理券の裏面にある「宣誓書兼請求書」を記入のうえ、お持ちください。なお、入場整理券がない場合でも対象者であれば投票できます。

■不在者投票

仕事先・旅行先などの滞在地の選挙管理委員会で、不在者投票ができます。不在者投票を行う場合は、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書兼請求書」を持参または郵送してください。なお、「不在者投票宣誓書兼請求書」は、問合せ先で配布しているほか、区HPからも出力できます。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル「ぴったりサービス」からも請求できます。

また、指定の病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、施設内で不在者投票ができます。施設ごとの指定の状況は、問合せ先または入院・入所している施設にお問い合わせください。

■郵便等投票の請求

【対象】身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで、障害等の程度が郵便等投票の条件に当てはまる方【請求方法】郵便等投票請求書と郵便等投票証明書を郵送で、投票日の4日前(必着)までに問合せ先へ ＊代理者による持参も可 ＊対象の詳細や郵便等投票請求書・郵便等投票証明書の交付は問合せ先へ

【問合せ】〒130-8640選挙管理委員会事務局(区役所12階) ☎5608-6320

本日から始まります 出張所での戸籍証明書の広域交付

7月1日から、本籍地が墨田区以外の方も、請求する方の現在の戸籍に限り、出張所で戸籍全部事項証明書が取得できます。請求には、本籍・戸籍の筆頭者を明らかにしたうえで、公的機関が交付する顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。なお、戸籍の附票は交付できません。詳細は区HPをご覧ください。

【受付日時】月曜日～金曜日の午前8時半～午後4時 ＊祝休日、年末年始を除く【問合せ】窓口課証明係 ☎5608-6104

電話相談を始めます すみだ男性悩み相談

家族やパートナーとの関係、職場での人間関係、配偶者や恋人からの暴力、自分自身の生き方、心のもやもや等、男性が抱える様々な悩みを電話で相談できる「すみだ男性悩み相談」を開始します。秘密は厳守し、匿名でも相談できます。1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

【電話番号】☎5637-7161【相談日時】7月10日からの第2木曜日午後3時～8時 ＊祝休日、年末年始を除く ＊相談時間は30分【対象】区内在住在勤在学の男性【費用】無料【問合せ】すみだ共生社会推進センター ☎5608-1771

31日はサイクルの日 自転車のリユース・リサイクル と羽毛布団のリサイクル

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。

【とき】7月31日(木)午前9時～午後2時 ＊正午～午後1時を除く【ところ】すみだ清掃事務所(業平5-6-2)【回収品目(自転車)】乗車可能な大人用自転車・子ども用自転車・電動アシスト自転車・マウンテンバイク・折り畳み式自転車 ＊パンクしているものも可 ＊キックバイク(ストライダー[®]等)は不可【回収品目(羽毛布団)】ダウン率50%以上のもの【対象】区内在住在勤の方 ＊事業者を除く【費用】無料【申込み】オンライン申請、電話で、7月24日までに、すみだ清掃事務所 ☎5819-2572へ



ご活用ください 地球温暖化防止設備の購入 助成制度

地球温暖化防止に効果的な家庭用の生ごみ処理機やコンポストを購入した場合に助成金を交付します。詳細はお問い合わせください。

【助成額】本体購入金額の半額(上限2万円) ＊ポイント等の割引額、送料、振込手数料、設置費用を除く【問合せ】環境保全課環境管理担当 ☎5608-6207

ご注意ください みどりコミュニティセンター の臨時休館

みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)は、大規模修繕工事の実施に伴い休館します。詳細は区HPをご覧ください。

【期間】11月18日(火)～8年3月31日(火)【問合せ】みどりコミュニティセンター ☎5600-5811【担当課】地域活動推進課



禁酒・禁煙の観覧席です 障害のある方のための隅田 川花火大会の観覧席

【開設日時】7月26日(土)午後5時半～8時半 ＊荒天等の場合は中止【ところ】隅田公園そよ風ひろば(向島1-3)【対象】区内在住で身体障害者手帳または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ＊1人につき18歳以上の介助者1人の付添いが必要【定員】75組(抽選)【費用】無料【申込み】氏名(フリガナ)、住所、年齢、電話番号、障害の種類・級(度)、車椅子利用の有無、介助者の氏名(フリガナ)・年齢を往復はがきで、7月9日(必着)までに墨田区障害者団体連合会(〒130-0014亀沢4-18-11・亀沢のぞみの家内) ☎・FAX3624-3154へ ＊抽選結果は7月16日以降に通知【担当課】障害者福祉課

受診票を送付しました 75歳以上の健康診査等

75歳以上の方に健康診査を実施しています。対象となる方には、6月末に受診票を送付しました。実施期間は11月30日までですので、忘れずに実施医療機関で受診してください。受診票がない場

合は、「すみだ けんしんダイヤル」へお問い合わせください。なお、後期高齢者医療制度に加入する昭和25年7月1日～10月31日生まれの方には、10月下旬に受診票を送付します(実施期間は11月1日～12月31日)。

【費用】無料【問合せ】すみだ けんしんダイヤル ☎5608-1599 ＊受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝休日、年末年始を除く)

【担当課】健康推進課

種別	対象
75歳以上の健康診査	区内在住の75歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している方 ＊一定の障害があると認定された方は65歳以上
生活習慣病予防健康診査	区内在住の75歳以上で、制度上ほかの健康診査を受ける機会がない方(生活保護受給者等)

- ① いずれの実施期間も医療機関の休診日を除きます。
- ② 9月以降は大変混み合いますので、早めの受診をお願いします。
- ③ 区が実施する「特定健康診査」と「生活習慣病予防健康診査」の対象となる40歳～74歳の方には、10月31日まで健康診査を実施しています。

犬を飼っている方はお忘れなく 飼い犬の登録と狂犬病予防 注射

「飼い犬の登録」と毎年1回(4月～6月の間)の「狂犬病予防注射」は、犬の飼い主の義務として法律で定められています。今年度、飼い犬に狂犬病予防注射を済ませていない方は、早めに動物病院で済ませ、証明書を問合せ先にお持ちください。狂犬病予防注射済票を交付します。詳細は区HPをご覧ください。

【注射済票交付手数料】550円【問合せ】生活衛生課生活環境係(横川5-7-4すみだ保健子育て総合センター2階) ☎5608-6939



期限までに申請を バースデーサポート事業

1歳児を育てる世帯を対象に、子育て関連サービス・商品を受け取れる電子クーポンを配付しています。申請には、事前に子育てアンケートへの回答が必要です。対象世帯へ個別に案内を送付しますので、期限までに申請してください。詳細は区HPをご覧ください。

【対象】6年4月1日～7年1月31日に生まれ、1歳の誕生日時点で墨田区に住民登録がある子どもがいる世帯 ＊7年2・3月に生まれた子どもがいる世帯には、来年度送付【問合せ】バースデーサポートフリーダイヤル ☎0800-100-1482【担当課】健康推進課



助成額を拡充しました 産後ケア事業

今年度から、宿泊型産後ケアの助成額を1日当たり2500円拡充しました。事業や申請方法の詳細は区HPをご覧ください。

【問合せ】健康推進課母子健康づくり担当 ☎3622-9139



費用を助成しています 多胎妊婦の15回目以降の妊 婦健康診査

多胎妊婦支援の1つとして、受診票の交付がない15回目以降の妊婦健康診査に掛かった実費を、最大5回分助成しています(上限額あり)。詳細は区HPをご覧ください。

【問合せ】健康推進課母子健康づくり担当 ☎3622-9139



送付します
後期高齢者医療資格確認書

■資格確認書の更新と自己負担割合の判定

現在お持ちの保険証や資格確認書の有効期限は7月31日です。8月から保険証の代わりとして使える新しい資格確認書(藤色／有効期限は8年7月31日)を、マイナ保険証の有無にかかわらず、全ての方へ7月15日頃に簡易書留で送付します(対面での受け取りが必要)。

また、医療機関等の窓口で支払う自己負担割合を、令和7年度の住民税課税所得等に基づき判定します。判定基準の詳細は下表をご覧ください。

判定基準	自己負担割合(一部負担金の割合)
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
次の全てに該当する場合▶同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる▶同じ世帯の被保険者全員の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上(被保険者が1人の場合は合計額200万円以上)である	2割
次のいずれかに該当する場合▶住民税非課税世帯である▶同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満である▶同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいるが、同じ世帯全員の被保険者の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が320万円未満(被保険者が1人の場合は合計額200万円未満)である	1割

■暫定的な運用について

後期高齢者医療制度では、6年12月2日から、新たに資格取得した方や資格情報を変更した方に、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を交付しています。この運用は、8年7月31日までの予定です。ただし、現在マイナ保険証を医療機関等で利用している方は、引き続きマイナ保険証をご利用ください。

■限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付終了

後期高齢者医療制度では、各認定証の新規交付を終了しました。なお、令和6年度中に各認定証を交付されたことがある方または現在お持ちの資格確認書に限度区分の記載がある方は、新しい資格確認書に限度区分を記載しています。本書を医療機関等の窓口に提示すると、各限度区分に応じた保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

■資格確認書の限度区分記載について

新しい資格確認書に限度区分の記載がない方は、申請することで限度区分を記載した資格確認書が交付されます。

.....
【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608－6192 *詳細は区HPを参照



今月中に送付します
国民健康保険資格確認書、資格情報のお知らせ

国民健康保険の加入者でマイナ保険証をお持ちでない方には、被保険者証に代わる「資格確認書」を送付します。新しい資格確認書はサーモン色のカード型ですので、8月1日から使用してください。なお、有効期限が9月30日の国民健康保険被保険者証をお持ちの方は、期限までは使用できますが、早めに今回送付する資格確認書へ切り替

えてください。

マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報を確認できるA4判の書類「資格情報のお知らせ」を送付します。この書類のみでは受診できませんので、マイナ保険証と一緒に提示してください。

いずれも今月中に特定記録郵便で送付します(対面での受け取りは不要)。氏名、住所等の記載事項をご確認ください。

また、これまで70歳～74歳の方に交付してきた「高齢受給者証」は、7月31日の有効期限で廃止となります。8月1日からは資格確認書またはマイナ保険証のみで受診できますので、今回の送付物に記載された負担割合をご確認ください。

現在お持ちの被保険者証・資格確認書(いずれも濃クリーム色)、高齢受給者証は、有効期限を過ぎたら細かく裁断し破棄するか、直接または郵送で、問合せ先か各出張所に返却してください。

【問合せ】〒130－8640国保年金課こくほ資格係(区役所2階) ☎5608－6121

納入通知書を送付します
国民健康保険料の公的年金からの特別徴収

特別徴収の対象となる世帯は、世帯主の公的年金から、同じ世帯の国民健康保険加入者全員分の保険料が徴収されます。今月中旬に対象世帯の世帯主へ納入通知書を送付します。また、新たに対象となる世帯は、10月分から特別徴収が始まりますので、9月分までは納付書でお支払いください。なお、口座振替を希望する場合は、変更申出書の提出が必要です。すでに口座振替を利用中の世帯は、引き続き口座から引き落とされます。

【対象】次の全ての要件を満たす世帯▶世帯主が国民健康保険に加入している▶同じ世帯の国民健康保険加入者が全員65歳～74歳である▶世帯主の年金受給額が年間18万円以上である▶介護保険料が年金から徴収されている▶国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない【問合せ】国保年金課こくほ資格係 ☎5608－6122

送付します
介護保険負担割合証

8月1日時点で要介護(要支援)認定またはサービス・活動事業を受けている方に、新しい「介護保険負担割合証」(薄緑色)を今月中に送付します。介護サービスを利用している方は、ケアマネジャーまたは事業所、入所中の施設に負担割合証を提示してください。現在お持ちの負担割合証は、8月1日以降に直接または郵送で、問合せ先か各出

張所に返却してください。

【問合せ】〒130－8640介護保険課給付・事業者担当(区役所4階) ☎5608－6149

決定通知書を送付します
介護保険料

65歳以上の方の令和7年度介護保険料(年額)が決定しました。この保険料額は、確定した今年度の住民税課税状況に基づき算出したもので、4月～8年3月の1年間分です。対象となる方には、今月中旬に「介護保険料通知書(決定通知書)」を送付します。

介護保険料の納付方法は原則、公的年金からの特別徴収です。ただし、▶老齢(退職)・遺族・障害年金の年額が18万円未満の方▶65歳の誕生日から6か月以上経過していない方▶区に転入して6か月以上経過していない方▶介護保険料が減額になった方などは、納付書や口座振替で納める普通徴収となります。納付書で納める方には、決定通知書に7月分～9月分の納付書を同封します。各納期限までに、問合せ先、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでの納付をお願いします。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当(区役所4階) ☎5608－6937

ご存じですか
国民年金保険料の免除制度等

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」と「納付猶予制度」があります。詳細はお問い合わせください。

【対象】本人とその配偶者(保険料免除制度は世帯主も)の前年の所得が一定基準以下の方等【免除・猶予期間】申請書の受理月から2年1か月前まで*すでに納付済みの月を除く【問合せ】国保年金課国民年金係 ☎5608－6130

毎月1日は

墨田区防災の日

7月1日の点検項目

備えよう

水・食糧は

わが家で



毎月5日は

すみだ環境の日

7月のエコしぐさ

人いない

部屋の電気は

まめに消す



墨田区環境キャラクター
「地球くん」

区政情報番組

ウィークリー すみだ

7月の番組表



キャスター
大山美佳さん

毎日、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPでご覧になれます。
【問合せ】広報広聴担当 ☎5608－6220

知=すみだのそここが知りたい 特=特集 レ=レッツスポーツinすみだ

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
7月6日(日)～12日(土)	知 熱中症・食中毒			
7月13日(日)～19日(土)	特 雨水先進都市すみだ(再放送)	知 熱中症・食中毒	特 雨水先進都市すみだ(再放送)	知 熱中症・食中毒
7月20日(日)～26日(土)	レ eスポーツ			
7月27日(日)～8月2日(土)	レ eスポーツ	特 雨水先進都市すみだ(再放送)	レ eスポーツ	特 雨水先進都市すみだ(再放送)

*内容が一部変更になる場合あり

*ケーブルテレビへの加入・問合せは、J:COMカスタマーセンター ☎0120－999－000へ